議　第　117 号

令和８年度沼津市介護保険事業特別会計補正予算（第２回）

令和８年度沼津市の介護保険事業特別会計補正予算（第２回）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第１条　地方自治法第 214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第１表債務負担行為」による。

令和８年11月19日提出

沼津市長　　賴　重　秀　一

第　1　表　　債 務 負 担 行 為

| 事　　項 | 期　　間 | 限　　度　　額 |
|---|---|---|
| 介護保険システム標準化移行業務委託費 | 令和８年度から<br>令和10年度まで | 194,000 千円 |

## 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書の補正

1　当該年度に係る分

| 事項 | 限度額 | 前年度末までの支出（見込）額 | | 当該年度以降の支出予定額 | | 左の財源内訳 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | 期間 | 金額 | 期間 | 金額 | 国（県）支出金 | 地方債 | その他 | |
| | 千円 | | 千円 | | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 介護保険システム標準化移行業務委託費 | 194,000 | | | 令和８年度から令和10年度まで | 194,000 | | | 77,266 | 116,734 |

# 令和８年度沼津市介護保険事業特別会計補正予算（第２回）概要

今回の補正予算は、債務負担行為として介護保険システム標準化移行業務委託費を設定するものであります。